

第	号	相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）			
令和 年 月 日					
旭市長					
届出人（相続人代表者又は相続人）					
住 所					
氏 名					
電話番号					
被相続人との続柄					
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として本書のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出いたします。 また、この届は旭市税条例第74条の3に基づき地方税法第343条第2項に定める現所有者の代表者であることの申告についても兼ねています。 なお、今後本件に係る問題が生じたときは、当方にて解決し、貴市には一切迷惑はかけません。					
相 代 続 表 人 者	氏 名	※届出人が代表者のときは記入不要			
	住（居）所				
	個 人 番 号				
被 相 相 続 人 人	氏 名				
	住（居）所				
	死 亡 年 月 日	年 月 日			
相 続 人 （相 続 人 代 表 者 含 む）	氏 名 （ 名 称 ）	個人番号 （法人番号）	被相続人 との続柄	住（居）所 （ 所 在 地 ）	相続分
相続登記の状況又は予定		1. 登記は完了しています。（ 年 月 日登記済） 2. 登記手続きする予定です。（ 年 月 日頃までに） 3. 当面手続きの予定はありません。			

※注意事項

- この届出は、相続人全員の同意を得たうえで提出してください。
- 相続人及び相続人代表者の欄への記入は、本人の了解を得ている場合代筆でも構いません。
- この届出は、固定資産税等の納税に関するもので相続を確定するものではありません。

固定資産相続人代表者（兼現所有者）指定届について

●固定資産税及び都市計画税について

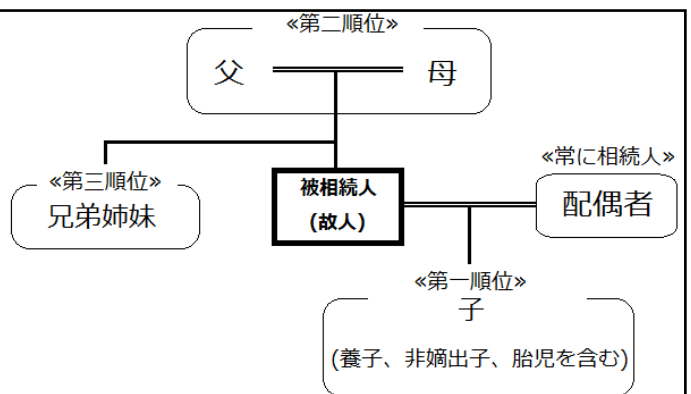
毎年1月1日現在の所有者に対し課税されますが、所有者が死亡した場合で相続登記が完了していない場合は、1月1日時点でその資産を現に所有しているもの（相続人）に対して課税することとなっています。（地方税法第343条第2項、同702条第2項）

●注意事項

- （1） 固定資産相続人代表者（兼現所有者）指定届は、固定資産税及び固定資産税の納税に関するものであり相続を確定するものではありません。
- （2） この届出を提出いただけない場合、市が相続人代表者（兼現所有者）を指定させて頂く場合があります。
- （3） 相続により不動産登記の名義を変更するためには法務局への登記申請が必要となりますので、詳しくは専門家（司法書士、弁護士等）に相談して下さい。また、未登記家屋の名義を変更する場合は、この届出とは別に税務課での手続きが必要となります。

※長年にわたり相続登記をせずに放っておきますと、後々スムーズに登記を行えなくなる可能性もできます。

☆配偶者は常に相続人になり、加えて第1位順位の子、第2位順位の父母、第3位順位の兄弟姉妹の順で相続人となります。
☆例えば、第1位順位の子がいる場合、それにより順位の低い父母や兄弟姉妹は相続人になりません。但し、上位順位者に相続放棄等の特殊な事情がある場合はこの限りではありません。



●固定資産税・都市計画税納税通知書の送付・納付について

- （1） 民法 898 条及び地方税法第 10 条の 2 の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、固定資産税・都市計画税納税通知書は相続人代表者の方に送付いたします。
- （2） 相続人代表者から市税口座振替依頼が出されている場合は、被相続人名義の固定資産税も併せて引落としになります。

※提出先・問合せ先

〒289-2595

千葉県旭市ニの 2132 番地

旭市役所

税務課資産税班

0479-62-5323